

使用前検査申請書
〔川内原子力発電所第1号機
遮断器の設置の工事〕

原発本第106号
令和5年9月5日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺 和弘
社長執行役員


電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山
原子力発電工作物の概要	川内原子力発電所第1号機 電気設備 遮断器 保護継電装置 工事計画の届出年月日及び届出番号 ・令和2年1月14日 原発本第181号
検査を受けようとする工事の工程	工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	（五号） 自 令和5年 10月 5日 至 令和5年 12月
使用開始予定年月日	令和5年 12月
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	令和5年 9月 5日

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年 月	令和 5 年				令和 6 年
	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
電気設備 遮断器 保護継電装置	工事期間				
					
	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;">□</div> <div style="text-align: center;">■</div> </div> 使用前検査（五号）				

□ 外観検査・組立て及び据付け状態を確認する検査

■ 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

〔川内原子力発電所第1号機〕
遮断器の設置の工事

本工事の検査場所は、管理区域外であるため放射線管理は該当しない。

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。